

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

町内役員から勧誘を受けて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月自宅で集金に来た同役員に納付した。年月が経過し、保険料を納付していたことを証言してくれる人はいないが、申立期間が未納とされていることに納得できないので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付していることから、申立人の国民年金制度に対する関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 4 月ごろに払い出されていることから、申立期間は現年度納付できる期間である上、申立人が国民年金保険料を第二子の妊娠・出産の時期に自宅に来た集金人を通じて納付していたとする申立内容は具体的であり、当該集金人の名前が A 市の資料により申立期間当時申立人が居住していた地区の集金人の名前と一致するなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成3年4月及び同年5月については20万円、3年9月、6年1月から同年9月までの期間、同年11月から7年6月までの期間及び同年8月から11年6月までの期間については24万円、5年4月、同年5月及び13年1月については26万円、3年6月から同年8月までの期間、4年4月、6年10月、13年2月から同年11月までの期間、14年1月から15年3月までの期間及び16年7月については28万円、7年7月、15年5月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から16年3月までの期間、同年9月、同年11月から17年3月までの期間、同年5月、同年6月及び同年8月については30万円、15年9月、同年11月、16年5月、同年6月、同年10月及び17年7月については32万円、15年4月、16年4月及び17年4月については34万円、16年8月については36万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における平成17年9月1日以降の標準報酬月額は、既に20年9月5日に22万円から32万円に訂正され、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、17年9月1日から18年7月31日までの期間は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないとされているが、申立人は、17年9月から18年7月までの期間については30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていることが認められることから、当該期間について当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月10日から18年8月1日まで
私の社会保険庁のA社での標準報酬月額記録は、給料明細書に記載さ

れた給料と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成3年4月及び同年5月については20万円、同年9月、6年1月から同年9月までの期間及び同年11月から11年6月までの期間（平成7年7月を除く。）については24万円、5年4月、同年5月及び13年1月については26万円、3年6月から同年8月、4年4月、6年10月、13年2月から15年3月までの期間（平成13年12月を除く。）及び16年7月については28万円、15年5月から同年8月、同年10月、同年12月から16年3月までの期間、同年9月、同年11月から17年3月までの期間、同年5月、同年6月及び同年8月については30万円、15年9月、同年11月、16年5月、同年6月、同年10月及び17年7月については32万円、15年4月、16年4月及び17年4月については34万円、16年8月については36万円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成7年7月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が30万円と確認できるため、30万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の平成17年9月1日から18年7月31日までの期間における標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、事業主が当該期間に係る報酬月額を22万円から32万円に訂正する届出を、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後に行っていることが確認できるが、このような場合、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。しかしながら、17年9月から18年7月までの期間については、申立人の給料明細書における保険料控除額に基づく標準報酬月額が30万円と確認できるため、当該期間については、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤

って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年3月、同年10月から4年3月までの期間、同年5月、同年7月から5年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間及び13年12月については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額より低額である上、4年6月、5年10月から同年12月までの期間及び11年7月から12年12月までの期間については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成6年8月から7年1月までの期間、同年3月から10年9月までの期間、同年11月から11年3月までの期間、同年5月及び同年6月については20万円、7年2月については22万円、12年3月、同年6月、13年1月から同年5月までの期間、同年7月から15年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月、16年1月から同年5月までの期間、同年10月から17年2月までの期間、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間については24万円、13年6月及び15年5月については26万円、10年10月及び16年8月については28万円、15年4月、同年10月、同年12月、16年6月、同年7月、同年9月、17年3月及び同年5月については30万円、11年4月については32万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における平成17年9月1日以降の標準報酬月額は、既に平成20年4月8日に18万円から24万円に訂正され、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、17年9月1日から18年2月28日までの期間は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないとされているが、申立人は、17年9月から18年2月までの期間の厚生年金保険料について、17年9月、18年1月及び同年2月については24万円、17年11月については26万円、同年10月及び同年12月については30万円の標準報酬月額に見合う保険料をそれぞれ事業主により給料から控除されていることが認められることから、これらの期間について当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年9月、18年1月及び同年2月については24万円、17年11月については26万円、同年10月及び同年12月については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成6年8月1日から18年3月1日まで

私の社会保険庁のA社での標準報酬月額記録は、給料明細書に記載された給料と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成6年8月から7年1月までの期間、同年3月から10年9月までの期間、同年11月から11年3月までの期間、同年5月及び同年6月については20万円、13年1月から同年5月までの期間、同年8月、14年10月、同年12月から15年2月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、16年1月から同年4月までの期間、同年10月、同年11月及び17年6月から同年8月までの期間については24万円、15年5月については26万円、同年4月、同年10月、同年12月、16年7月、同年9月、17年3月及び同年5月については30万円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成7年2月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が22万円と確認できるため、7年2月については22万円、12年3月、同年6月、13年9月、14年11月、15年3月、同年9月、同年11月、16年5月、同年12月及び17年4月についても、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が24万円と確認できるため、これらの期間については24万円、13年6月についても、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が26万円と確認できるため、これらの期間については26万円、10年10月及び16年8月についても、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が28万円と確認できるため、これらの期間については28万円、11年4月についても、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が32万円と確認できるため、11年4月については32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成13年7月については、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、同年5月

及び同年8月の給料明細書で確認できる保険料額に基づく標準報酬月額はいずれも24万円であるため、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ24万円、13年10月から14年9月までの期間についても、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、13年8月及び14年10月の給料明細書で確認できる保険料額に基づく標準報酬月額はいずれも24万円であるため、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ24万円、17年1月及び同年2月についても、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、16年12月及び17年4月の給料明細書で確認できる報酬額に基づく標準報酬月額はいずれも24万円であるため、これらの報酬額に基づく標準報酬月額と同じ24万円、16年6月についても、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、16年4月及び同年7月の給料明細書で確認できる保険料額に基づく標準報酬月額はいずれも30万円であるため、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ30万円とすることが妥当である。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の平成17年9月1日から18年2月28日までの期間における標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、事業所が当該期間に係る報酬月額を18万円から24万円に訂正する届出を、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後に行っていることが確認できるが、このような場合、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。しかしながら、18年1月及び同年2月については、申立人の給料明細書における保険料控除額に基づく標準報酬月額が24万円と確認できるため、これらの期間については24万円、17年10月及び同年12月についても、申立人の給料明細書における保険料控除額に基づく標準報酬月額が30万円と確認できるため、同年10月及び同年12月については30万円とすることが妥当である。また、17年9月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が24万円と確認できるため、同年9月については24万円、同年11月についても、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が26万円と確認できるため、同年11月については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主

は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 7 月から 12 年 2 月までの期間、同年 5 月及び同年 9 月から同年 12 月までの期間については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 12 年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月については、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない上、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の A 社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成13年1月については13万4,000円、同年2月から14年4月までの期間及び17年11月から18年8月までの期間については14万2,000円、10年9月及び同年12月については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成10年5月1日から14年5月5日まで
②平成17年10月3日から18年9月1日まで

私の社会保険庁のA社での標準報酬月額の記録は、給料明細書に記載された給料と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成13年1月については13万4,000円、同年2月から14年4月までの期間及び17年11月から18年8月までの期間については14万2,000円とすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間

のうち、平成 10 年 9 月及び同年 12 月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が 15 万円と確認できるため、10 年 9 月及び同年 12 月については 15 万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 10 月については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額より低額であり、10 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月及び 11 年 1 月から 12 年 12 月までの期間については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 10 年 10 月については、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない上、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の A 社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成6年5月、同年6月、同年11月、同年12月及び7年12月については20万円、6年7月については22万円、同年4月、同年8月から同年10月までの期間及び9年11月については24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年2月1日から18年3月1日まで

私の社会保険庁のA社での標準報酬月額記録は、給料明細書に記載された給料と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年5月、同年6月及び同年11月については20万円、同年4月及び同年10月については24万円に訂正することが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成6年7月、同年12月、7年12月及び9年11月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額が確認できるため、

6年12月及び7年12月については20万円、6年7月については22万円、9年11月については24万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成6年8月及び同年9月については、保険料額及び報酬月額の内いずれも不明であるものの、その前後の同年6月及び同年10月の申立人の保険料額に基づく標準報酬月額がいずれも24万円であるため、6年8月及び同年9月の申立人の保険料額に基づく標準報酬月額についても、24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年3月から同年11月までの期間及び8年12月から9年10月までの期間については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成6年2月、同年3月、7年1月、同年2月、8年1月から同年11月までの期間及び9年12月から18年2月までの期間については、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない上、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人のA社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成13年1月及び同年2月については15万円、12年7月、同年10月、13年8月から15年3月までの期間については16万円、同年9月から同年11月までの期間、16年1月から同年6月までの期間、同年9月から18年2月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間については17万円、15年5月から同年8月までの期間、18年8月、同年9月及び同年11月については18万円、同年3月、同年7月及び同年10月については19万円、15年4月、同年12月、16年7月及び同年8月については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から18年12月29日まで

私の社会保険庁のA社での標準報酬月額の記録は、給料明細書に記載された給料と相違している。給料明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

の記録については、申立期間のうち、平成 13 年 1 月については 15 万円、同年 8 月から 14 年 4 月までの期間及び同年 8 月から 15 年 3 月までの期間については 16 万円、同年 9 月、同年 10 月、16 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 9 月から 18 年 1 月までの期間、同年 4 月及び同年 5 月については 17 万円、15 年 5 月から同年 8 月までの期間、18 年 8 月及び同年 11 月については 18 万円、同年 3 月、同年 7 月及び同年 10 月については 19 万円、15 年 4 月、同年 12 月、16 年 7 月及び同年 8 月については 20 万円に訂正することがとすることが妥当である。

また、給料明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成 12 年 7 月、同年 10 月、13 年 2 月、14 年 5 月、15 年 11 月、16 年 6 月、18 年 2 月、同年 6 月及び同年 9 月については、申立人の給料明細書における報酬月額に基づく標準報酬月額がそれぞれ確認できるため、13 年 2 月については 15 万円、12 年 7 月、同年 10 月、14 年 5 月については 16 万円、15 年 11 月、16 年 6 月、18 年 2 月及び同年 6 月については 17 万円、18 年 9 月については 18 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成 14 年 6 月及び同年 7 月については、保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、14 年 4 月及び同年 8 月の給料明細書で確認できる保険料額に基づく標準報酬月額はいずれも 16 万円であるため、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 6 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月については、保険料控除額に基づく標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 13 年 3 月から同年 7 月までの期間については、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員は

いるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない上、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人のA社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年4月1日）及び資格取得日（昭和26年5月25日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年5月25日

私は、A事業所に昭和22年6月から27年6月まで継続して勤めていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言から、昭和25年4月から26年3月までの期間において、A事業所の関連事業所であるB事業所に出向し、その後、申立期間の始期にA事業所に復帰し、その後継続して勤務していたことが推認される。

また、申立人が同じ仕事に従事していた同僚として名前を挙げたものうち、これが確認できる9人全員（上記の複数の同僚を含む。）が、A事業所に係る社会保険庁の記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿より厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の証言から、B事業所に出向していた期間中もA事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、出向中も同事業所から給与が支給されていたとみられることから、出向先から同事業所に復帰した直後の申立期間に係る厚生年金保険料についても事業主より給与から控除されていたものと推認されることに加え、申立人は、申立期間を含めた昭和26年3

月から同年5月までの給与は、途切れることなく支給され、その給与に増減は無かったと主張している上、同僚からも従業員として一緒に勤務していたとの証言があることから、出向前と後における同事業所での勤務形態・業務内容等に変更が無かったものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、不明であるが、事業主による厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を36年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月25日から同年11月25日まで

A社から関連会社であるB社への異動の際に1か月間の空白期間が生じることが絶対あり得ないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元総務課長及びB社の元取締役工場長等の証言から判断すると、申立人がA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和36年11月25日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年9月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 18 年 3 月 1 日まで

私の社会保険庁の A 社での標準報酬月額の記録は、私の給料と相違している。給料明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の A 社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 4 日から 17 年 9 月 30 日まで
私の社会保険庁の A 社での標準報酬月額の記録は、私の給料と相違している。給料明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給料から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の A 社における社会保険庁の標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 6 月 1 日に A 社に入社し、41 年 4 月末まで同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、期間は特定できないものの同僚の証言により推認できる。

しかし、複数の同僚に聴取した結果、同僚の A 社に勤務したとする期間と厚生年金保険被保険者期間とを比較すると、未加入期間が認められることから、同社においては、すべての勤務期間について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、A 社は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る辞令書等により、申立人は昭和 17 年 1 月 6 日から同社に「技手」として勤務していたことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は 19 年 6 月 1 日と記載されている。

しかし、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場等に使用される男子労働者（職員を除く。）を対象としていたところ、A社によると、「技手」という職種は、職員（事務職）である旨回答している上、申立人が所持する同年 6 月 1 日付けのA社作成の健康保険標準報酬月額通知に「職員」の押印が確認できる。

また、申立期間にA社で職種が申立人と同じ「技手」であった同僚は、社会保険庁のオンライン記録による資格取得日が昭和 19 年 10 月 1 日で申立人と同じ記録となっている上、申立期間に同事業所で経理を担当していたと主張する同僚は、「職員は昭和 19 年ごろから保険料を控除していたと思う。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 21 日から 35 年 4 月 1 日まで
昭和 29 年 8 月から 35 年 3 月末ごろまで、A 社に勤めていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 8 月から 35 年 3 月末ごろまで A 社の社員だったと申し立てているが、申立人には、B 県に本社がある C 事業所に係る 29 年 8 月から 32 年 8 月までの厚生年金保険被保険者の記録があり、同事業所の元事業主は、「我が社は、A 社の下請工場だった。」と証言していることから、申立てに係る事業所は C 事業所であったと推認される。

しかし、申立人の同僚について調査を行ったものの、申立期間について、C 事業所に係る申立人の勤務実態に関する証言を得ることができない。

また、社会保険庁の記録では、A 社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、社会保険事務所が保管する C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 29 年 8 月 1 日に資格取得し、32 年 9 月 21 日に資格喪失しており、同名簿には、申立人を含め同日以降の資格取得者は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 55 年 10 月から勤務していたA社の1週間当たりの勤務日数を1日減らして、それまで30万円だった月給を57年8月分から25万円に減額してもらい、同年10月末まで勤務した。

ところが、社会保険事務所の記録では昭和57年8月から同年10月までの標準報酬月額が18万円とされており、納得できないので、申立てに係る標準報酬月額に訂正してほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票では、標準報酬月額は昭和57年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは18万円と記録されているところ、申立人は、同年8月から同年10月までの給与は25万円であったと申し立てているが、A社は申立人の保険料額を確認できる給与台帳等を保有しておらず、申立人の給与及び保険料の額を確認できる資料は無い。

なお、申立人は、申立期間の給与額を証明する資料として、A社の代表取締役社長が署名及び捺印した「申立人の給与額は、昭和57年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは25万円である。」旨記された証明書を提出しているが、この証明書を踏まえて標準報酬月額の随時改定を行えば、同年11月に変更することとなり、この証明書をもって、同年8月から同年10月までの期間について、事業主から、申立人の主張する標準報酬月額として、届出がなされた事情はうかがえない。

また、申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書や所得税源泉徴収票の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月30日から27年2月1日まで

A社には、昭和23年2月1日から27年1月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入の記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてもA社に勤務していたことは、期間は特定できないものの、同僚の証言から推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚の記録は、昭和23年2月から24年2月までと申立期間前の記録となっており、当該同僚は、申立人と数年間勤務していた旨を証言していることを踏まえると、同社においては、すべての勤務期間について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

また、A社は、昭和63年9月30日に解散しており、事業主の連絡先は不明であり、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

さらに、申立人の複数の同僚の厚生年金保険被保険者加入記録がA社と派遣先であるB社にあることから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳を調査したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料

は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 16 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間はA社に継続して勤務しており、昭和 35 年 11 月 1 日に所管がB支店からC支店へ移管した。給与明細書は保管していないが、C支店に移管した際に標準報酬月額が下がっていることは納得できないし、在職中は内務事務担当で毎日残業が続き、給与は社会保険事務所の記録より高かったと思われるので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低すぎる上、昭和 35 年 11 月にA社B支店から同社C支店に所管が移管された際、標準報酬月額が下がっていることは納得できないと申し立てているが、同社に同時期に勤務した同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同様の推移となっており、また、申立人と同様に、昭和 35 年 11 月 1 日に同社B支店からC支店に所管が移管されている厚生年金保険被保険者 37 人中、30 人の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、A社の社会保険担当者は、申立期間当時の関係書類は保管されていないが、当時の給与規則に従って適正に計算し、社会保険事務所の記録どおりに届出を行った旨回答している。

このほか、申立人における社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料を上回る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。